

様式第3号(第13条関係)

会議録

会議の名称	令和6年度第2回朝霞市地域密着型サービス運営委員会	
開催日時	令和7年1月31日(金)午後1時30分～午後2時20分	
開催場所	朝霞市役所別館2階 全員協議会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	委員9名(古川委員長、近藤副委員長、池田委員、橋本委員、大橋委員、渡邊委員、幡委員、松本委員、福山委員) 欠席者1名(清水委員) 事務局7名(佐藤部長、濱部次長、近藤課長補佐、長尾課長補佐、吉田係長、海老名主査、由良主事)	
議題	(1) 地域密着型サービスの現状について(報告事項) (2) 地域密着型サービス事業者指導等実施状況について(報告事項) (3) 地域密着型サービス事業者公募について(報告事項) (4) その他	
会議資料	・次第 ・資料1 市内地域密着型サービス事業所一覧(令和6年12月1日現在) ・資料2 地域密着型サービスにおける他市との協議状況 ・資料3 令和5年度朝霞市地域密着型サービスに係る指導等実施状況 ・資料4 令和5年度介護保険事業者事故報告統計(年計) ・資料5 令和6年度地域密着型サービス事業者公募の実施状況 ・資料6 令和6年度朝霞市地域密着型サービス事業者(看護小規模多機能型居宅介護)公募要項(再公募) ・資料7 令和6年度朝霞市地域介護・福祉空間整備補助金について	
会議録の作成方針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管(保存年限 年)	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員長の確認により	
傍聴者の数	0名	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 開 会【司会：吉田係長】

2 議 題

（1）地域密着型サービスの現状について（報告事項）

【議長：古川委員長】

はじめに、（1）地域密着型サービスの現状について、事務局より説明をお願いしたい。

【事務局：由良主事】

それでは、議題（1）地域密着型サービスの現状について、説明する。

なお、説明の前に、前回令和6年8月に開催した第1回の本委員会にて審議された事項について、簡単に口頭で振り返りをさせていただく。

前回の委員会では、令和6年7月時点での市内の地域密着型サービスの整備状況について説明させていただいた後、「令和6年度朝霞市地域密着型サービス事業者公募」として、「看護小規模多機能型居宅介護」の公募要項や、選考基準及び審査方法、スケジュール等について御審議していただいた。公募の結果や再公募については、後の議題にて説明する。

なお、本日の会議では、はじめに議題（1）地域密着型サービスの現状について説明させていただいた後、議題（2）では、集団指導や運営指導の実施状況、また事故報告について、議題（3）では地域密着型サービスの公募結果や再公募について、最後に議題（4）では、地域介護・福祉空間整備補助金について、御報告させていただく。

それでは、議題（1）報告事項：地域密着型サービスの現状について説明する。お手元には資料1を御用意いただきたい。

この資料は、市内の地域密着型サービス事業所をサービス形態及び圏域ごとに示しており、横軸はサービスの形態を、縦軸は第1から第6までの各圏域を示している。圏域にお住まいの方しか、その圏域に所在するサービスを受けられないということではないが、利用者の観点を鑑みると、圏域ごとにある程度のサービスが確保されていることが望ましいものと考えている。

現状、本市の地域密着型サービスは、グループホーム、認知症対応型デイサービス、小規模デイサービス、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模特別養護老人ホームの6業種、24事業所の指定となっている。

前回8月の会議でお示した以降、休止・廃止や定員の変更等はない。

なお、令和5年度の本委員会にて御審議いただいたが、現在、グループホームや小規模デイサービス等の一部のサービスについては、介護保険事業計画の達成を図るため、また小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の推進を図るため、令和6年度より規制を行い、新規指定を行わないこととしているが、既存の事業所については、令和7年度以降、定員の変更はできないこととし、新規指定や指定更新の際にも「定員の変更はできない」旨を明記し、「指定の条件付加」を行っていく。

また、次回以降の会議においても、最新の整備状況について御報告させていただく。

続いて、資料2を御覧いただきたい。

地域密着型サービスは、原則、所在地の市区町村の住民のみが利用できるサービスとなっているが、様々な事情により、市区町村の区域を越えて利用を希望する場合、それぞれの市区町村が、サービスの利用について協議を行うこととなっている。

区域を越えてサービスの利用を希望する理由としては、例えば、介護認定の更新等により、要支援から要介護に区分が変わった方が、これまで利用していた市外のデイサービスを引き続き利用希望された場合に、制度上、総合事業のデイサービスから地域密着型デイサービスに移行となるため協議が必要となる事例や、その市にないサービスを利用するために協議が必要となる事例などがある。

この協議状況について、資料の(1)のとおり、令和6年1月から令和6年12月までの間で、本市の住民が市外の地域密着型サービスを利用するため、本市から他市区町村に対しサービス利用の同意を求めたものは3件あり、いずれも同意をいただいている。

続いて、(2)のとおり、同期間において、当市のサービスについて、他の市区町村より利用の同意を求められたものは18件あり、いずれも同意している。

(2)の同じ事業所の協議が多い理由として、「TMG 療養デイサービスあい」については、療養通所介護のサービスで、主に難病等の重度介護者や癌末期の者であっても利用できるデイサービスであり、近隣自治体で同様のサービスを提供している事業所がないため、当該事業所の利用を希望する方が一定数いる。また、「スリーベルデイ朝霞」については、介護保険外サービスとして「お泊りデイサービス」を実施している事業所であるため、ショートステイが満員で入れなかった方が一時的に利用を希望するなどの理由で協議が多くなっている。

なお、令和5年度の本委員会において、「他区市町村地域密着型（介護予防）サービス利用指針」として、協議の指針を決定している。その中で、事業所が受け入れることが可能な他市の市民の割合を利用者定員の2割と定め、利用人数に空きがあれば例外的に利用を認めることとしている。

そうした中、TMG 療養デイサービスあいについては、8月に他市の利用者が多くいるが、利用者定員に空きがあるために他市利用者を受け入れており、また、その他の期間についても、療養通所介護の利用者の特性上、重度要介護の方が多いことから、比較的短期利用の方が多い事情もあり、2割を超えることなく、利用指針に基づき適切にサービス提供がなされていることを御報告させていただく。

以上で、議題(1)地域密着型サービスの現状についての説明を終わる。

【議長：古川委員長】

ただいまの事務局の説明に対し、御意見、御質問等あるか。

【福山委員】

資料2の一覧表において、他市から同意を求められたもののうちの5番は足立区からの依頼で、距離的にも少し遠いと感じたが、利用者概況が不明となっている。不明でも問題ないのか。

【事務局：吉田係長】

(1)において朝霞市から他市へ求める同意を示しており、私どもとしては他市に同意を求める

際に介護度を記載して同意を求めているが、足立区における運用において、他市に求める基準として介護度を求めない運用をしていることから不明となっている。資料上介護度を明記する必要性を含め、また資料の統一を図る観点からも、次回以降、記載方法を検討の上、判断させていただきたい。

【議長：古川委員長】

他に御質問等あるか。

——意見なし——

【議長：古川委員長】

次に、議題（２）地域密着型サービス事業者指導等実施状況について、事務局より説明をお願いしたい。

【事務局：由良主事】

それでは、議題（２）地域密着型サービス事業者指導等実施状況について説明する。お手元には資料３を御用意いただきたい。

御承知のように、市では、地域密着型サービス事業者に対し、毎年集団指導を開催し、地域密着型サービスの運営全般に係る注意事項等を説明しているところだが、令和５年度は８月２８日に開催し、２２事業者中、２１事業者が参加した。

集団指導での指導内容は、令和５年度における運営指導の重点項目や、令和３年度の制度改定に伴う事項、具体的には、令和６年３月３１日まで猶予期間が設けられている業務継続計画の策定、感染症対策、虐待防止対策に対し、猶予期間が終了するまでに対応すること等について説明した。

また、運営指導については、令和５年度は１０月から１２月にかけて、地域密着型サービス事業者として、認知症対応型共同生活介護が２事業所、地域密着型通所介護が１事業所、認知症対応型通所介護が１事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が１事業所の計５事業所を対象に実施した。

内容としては、運営実態や人員配置について確認を行ったほか、個人情報適切に管理すること、また、先程も申し上げた業務継続計画、感染症対策、虐待防止対策に関して、経過措置期間の令和６年３月３１日までに作成すること等について指導を行った。

なお、居宅介護支援事業所についても、令和５年度は２事業所を対象に運営指導を行っている。

また、運営指導の結果については、事業者の適切なサービス提供、事業運営の透明性を確保する観点から、市のホームページにおいて公表することとしたため御報告させていただく。

続いて、資料４を御覧いただきたい。

これは、令和５年度中に発生し、市へ報告書が提出された事故の件数を、サービス種別・事故種別ごとに取りまとめたものである。

市では、介護サービス事業者に対し、サービス提供に関連して事故が発生した場合、事故の

詳細や再発防止策などの報告を求めている。報告の基準としては、医療機関への受診を要する程度の怪我などが発生した場合である。

表の下半分、太枠内に記載した地域密着型サービス事業所について、事故の発生状況を見ると、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームでの事故発生が39件と最も多くなっており、また、事故種別では、「誤薬・与薬もれ」が23件で最も多くなっている。

なお、参考として、表の上半分、都道府県等が指定する広域型の介護サービス事業所を含めた全件を見ると、サービス種類としては、特定施設入居者生活介護、いわゆる介護付き有料老人ホーム等での事故発生が132件、最下段に記載している事故の種別の総計としては、誤薬、与薬もれが78件と、最も多くなっている。

特に、特定施設入所者生活介護をはじめとする入所施設は、利用者の母数が他のサービスより多いことや、利用者の生活全般に係るサポートをしていること、また、特別養護老人ホームなどではケアも手厚い一方で、利用者の介護度も高い等の要因から事故が多く発生する傾向がある。

また、誤薬・与薬もれが多い原因としては、事業所も一定の管理はしているが、与薬前の職員による確認不足や、特定施設入居者生活介護などは利用者の自立度が高いという点から薬を飲み込むまでの確認まで行き届かないことなどが要因で多く発生している。

次に、資料の2枚目を御覧いただきたい。

地域密着型サービスで発生した事故のうち、事業所から報告のあった事故の概要について、事故種別ごとに記載している。すべての事故の内容を提示すると膨大になるため、事故種別ごとに1から2件に絞り示しており、説明は割愛させていただくが、参考として御覧いただきたい。

なお、こうした事故の発生に対し、市としては、報告があった段階で事故内容を確認し、必要に応じて事業所にヒアリングの上、利用者の状態や事故の原因、また再発防止策等々について確認、助言等を行っているほか、事故が多く発生した事業所については、訪問して、改めてなぜ事故が発生したのか、きちんと再発防止策がとられているか等を直接管理者に確認し、改善報告書の提出を求めるなどの対応を行っている。

その他にも、市から市内のすべての事業所に通知を発出し、実際にあった事故の内容や再発防止策について、代表的な事例を明示し、市内の事業所に共有をしているほか、重大な事故につながる恐れのある離設等の事故についても、別途通知を出し、対策の徹底を促している。

さらに、先程も申し上げた集団指導や、事業所各自が開催する運営推進会議において、適宜指導等を行うとともに、事故が発生した場合は必ず報告するよう周知にも努めている。実地で行う運営指導においても、各事業所の事故やヒヤリハットの記録等を実際に確認し、事故の内容について事業所内で共有されているか、再発防止策が検討されているか確認するなどしている。

こうしたように、市としても様々な手段を駆使して、介護事故の防止に努めているが、事業所にも丁寧に寄り添いながら、引き続き適切な対応に努めていく。

以上で、議題(2)地域密着型サービス事業者指導等実施状況についての説明を終わる。

【議長：古川委員長】

ただいまの事務局の説明に対し、御意見、御質問等あるか。

私から質問するが、資料3(2)の運営指導の対象となる事業所について、対象事業所の選定

の仕方はランダムなのか。何かローテーションのようなものがあるのか伺いたい。

【事務局：海老名主査】

対象については、毎年その数は異なり、令和5年度は地域密着型サービスが5事業所、居宅介護支援事業所が2事業所に対し指導しているが、介護事業所については6年間という指定期間があり、その中で最低限1回は運営指導を行う方針としている。

運営指導を行う回数は年度ごとに多少の差が生じることで、毎年同じ数でローテーションはできない面がある。また、前年度に事故が多いような事業所においては6年に1度のサイクルではなく、繰り返し運営指導を実施するような場合もある。いずれにしても6年に1度は必ず運営指導を行っている状況である。

【議長：古川委員長】

他に御質問等あるか。

【近藤副委員長】

集団指導で22事業所中、21事業所が参加したということだが、残りの1事業所は指導は受けていないということか。

【事務局：海老名主査】

集団指導そのものには参加できなかったが、資料や報告書等の共有を図り、どういう指導を行ったか提示している。その後の対応という点では、集団指導に欠席した事業所に対しても、直接的な指導ではないが適切に対応を行っている。

【議長：古川委員長】

他に御質問等あるか。

【福山委員】

事故報告統計に関して、上段の特定施設入居者生活介護については、その中でも種類がいくらか分類されると思うが、その内訳はあるのか。

【事務局：海老名主査】

資料には明記していないが、内部のデータ上は施設別に1件1件記録しているため、抽出することは可能である。

【議長：古川委員長】

他に御質問等あるか。

——意見なし——

【議長：古川委員長】

次に、議題（３）地域密着型サービス事業者公募について、事務局より説明をお願いしたい。

【事務局：海老名主査】

それでは、議題（３）地域密着型サービス事業者公募について説明する。お手元には資料５を御用意いただきたい。

御承知のとおり、市では、朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護が必要になった高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、市内の介護事業所の整備状況や介護保険料等を考慮しながら、地域密着型サービスの基盤整備を進めている。

令和６年度から令和８年度までの３か年の第９期計画については、看護小規模多機能型居宅介護事業所を１か所整備することとしており、前回８月に開催した本委員会においても、公募要項や選考基準等について御審議いただいたが、資料にも記載のとおり、昨年８月１４日から１１月２６日までの期間で運営法人の公募を行った。

なお、以下「看護小規模多機能型居宅介護」については、略称として「看多機」と称するため御了承いただきたい。

結論としては、問い合わせ、相談は数件あったが、残念ながら応募はなかった。市としても、この度の公募に際しては、埼玉県や東京都などで訪問看護や看多機を運営する７０社以上の法人に対しダイレクトメールを送付するなど、積極的に事業周知に努めてきたが、応募には至らず、大変残念な思いでいる。

その後、１２月２５日付けて送付した通知のとおり、本年１月６日から３月３１日までの期間で、現在再公募を実施している。

資料の２枚目を御覧いただきたい。

再公募については、公募指定を行う際に従うべき基準として、サービス事業者が決定しなかった際は再公募を実施することが介護保険法上で定められていること、また、少しでも事業所整備の実現性を高める観点から、１月から既に募集を開始している。

１２月に送付した通知にも簡単に明記させていただいたが、再公募と１回目の公募要項の変更点については、主に３点ある。

１点目としては、併設を認める事業所として、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）を削除している。

こちらについては、再公募を実施するにあたり埼玉県に対し補助金について確認していた中で、埼玉県が定める特別養護老人ホームの整備方針について、令和６年度の埼玉県への新規の申込期間が既に終了し、整備方針への地域密着型特別養護老人ホームの位置付けができないことが急遽埼玉県から知らされたことから、地域密着型特別養護老人ホームを併設可能なサービス事業所から削除した。

なお、グループホームについては、整備方針への位置付けは不要であるため、引き続き、再公募においても併設可能としている。

次に２点目として、サービス提供開始日を「令和８年３月１日」から「令和８年４月１日」に変更した。

こちらについても、埼玉県に対し補助金の申込申請のスケジュールを確認した上で、応募事業

者がより十分な施工期間や準備期間を少しでも多く確保できるよう、1か月期間を延長した。

最後に3点目、参考として公募要項に明記する「令和6年度埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費補助金単価」の金額について、これまでよりも詳細な数字を明記し、さらにグループホームの補助金額も追記した。

埼玉県の補助金については、看多機のみならず、グループホームを併設する場合についても対象となるため、グループホームの補助内容も明記することで、事業者が具体的な金額や補助内容をイメージできるよう追記している。

また、再公募のスケジュールについては、資料に記載のとおり予定をしているが、この再公募で運営法人の応募があった際には、5月頃に令和7年度第1回の本委員会を開催できればと考えている。開催する際には3月ないしは4月頃にお知らせするため、引き続きよろしくお願いしたい。

続いて、資料6を御覧いただき、こちらは再公募の公募要項だが、先程申し上げた1回目と再公募の公募要項の変更点を網掛けで示しているため、時間のある際に御参考いただきたい。

また最後に、資料として用意はしていないが、1点御報告させていただく。

この看多機の公募については、前期の計画となる第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の期間中、具体的には令和3年度から公募を実施しているが、中々応募がない、整備が進まない状況が続いている。

そうした状況を踏まえ、先程70社以上の法人に対し事業周知を図ったと説明したが、それらの法人に対し、看多機の整備に向けて、法人が参入しやすい要件や事業者が求める支援等についての状況把握を行うためのアンケート調査を現在実施している。

市の都合上の一方向的なアンケート調査のため、十分な回答を得られない可能性もあるが、得られた結果については集計、分析した後、今回の再公募でも仮に応募がなかった際に、令和7年度の公募に反映できればと考えているため、また次回の本委員会にて調査結果を御報告させていただく。

以上で、議題(3)地域密着型サービス事業者公募についての説明を終わる。

【議長：古川委員長】

ただいまの事務局の説明に対し、御意見、御質問等あるか。

私から質問するが、この看多機については、恐らくこの先、地域において要介護高齢者にとって大変重要な肝になるサービスの1つ考えているが、残念ながら中々応募がないということで、現在アンケート調査を行っているため、今後回答が得られるかもしれないが、採算性の問題等の課題もある中で、他の市やエリアにおける整備状況はどのような状況か、事務局が把握する限りで伺いたい。

【事務局：吉田係長】

事務局で把握している情報として、既に看多機が整備されている近隣の市町村は、和光市及び新座市に1か所、志木市においても令和7年度に1か所開設を予定している。

また、新座市においては、まさに本日までを公募の期間として、2か所目の整備を目指しているとの情報がある。

この度の新座市の公募についても、既に1回目の公募を年度内に実施しているが、やはり手を

挙げる法人がなく、朝霞市と同様に2回目の公募を行っている状況である。

【議長：古川委員長】

グループホームなどと比較して手が上がりにくいというのは、やはり看多機としての価値の確保や採算性の課題など、何かしらの理由があると考えているが、その辺りをもう少しサポートできる何かがあればと思う。特に看多機というのは必要とする方が増え、今後ニーズが高まるサービスだと考えるため、何とか情報分析をしながら進めていければと考えている。

私からもう1点質問する。今回残念ながら応募はなかったが、資料5において、事業者からの相談が12件あったと明記されているが、具体的にどのような相談があったのか。共有できる範囲で伺いたい。

【事務局：吉田係長】

7月に開催した本委員会においても、公募を実施する前段階から市ホームページ等で周知をしている中で、公募に関して問い合わせがあったことも触れさせていただいた。

問い合わせの件数12件については、すべてが事業者からの相談としていただいた件数ではなく、過去に公募に関して問い合わせのあった事業者等に対し、今回、市から個別にプッシュ型で問い合わせをさせていただき、その中で情報提供、意見交換させていただいたものも含んでいる。

さらに詳細に申せば、そうした問い合わせの中で、具体的な事業者名は申し上げられないが、例えば事業用地の確保が中々見つからない、地主との交渉が進まないなどの状況がネックの1つとしてあることは確認ができた。

そのような状況も踏まえ、今回アンケート調査を実施しているが、より具体的な課題等が把握できれば、支援等について調査研究してまいりたいと考えている。

【議長：古川委員長】

他に御質問等あるか。

——意見なし——

【議長：古川委員長】

次に、議題(4)その他について、事務局より説明をお願いしたい。

【事務局：海老名主査】

それでは、議題(4)その他について説明する。お手元には資料7を御用意いただきたい。

令和6年度朝霞市地域介護・福祉空間整備補助金について、(1)に明記しているが、はじめにこの補助金がどのようなものか、概要を説明する。

簡潔に申せば、国の補助制度で地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金という制度があり、この補助制度を活用して、市内の小規模特養事業所、いわゆる地域密着型特別養護老人ホームが実施する施設内への浸水を防止するための外構工事について、市から同事業所に対し

補助金を交付するものである。

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金については、高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー設備等の整備、耐震化改修・大規模修繕等、非常用自家発電・給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修の対策を講じる事業がメニューとして設けられている。

先程、看多機の公募の説明の中で、埼玉県補助金について説明させていただいたが、埼玉県の補助制度は事業所の建物整備、事業用地の確保等に係る補助金として用意されているが、国の補助制度については、高齢者施設等の防災・減災対策を推進するための事業に対して補助するものという棲み分けがなされている。

交付する事業所については、「地域密着型特別養護老人ホーム 朝霞苑」で、案内図に示しているとおり、場所としては、TMG あさか医療センターから東武東上線の線路を挟んで反対側辺りに位置する事業所である。

案内図からも確認できるとおり、黒目川にも非常に近く、浸水想定区域に位置する事業所である。

では実際に交付する額の費用はどの程度かと申せば、予算額として291万円を計上しており、その内、補助対象事業の入札における落札金額となる。

先般、朝霞苑において当該外構工事を実施する工事業者を選定する入札を実施したところ、落札された金額は289万9千円となったことから、あくまで現時点での予定ではあるが、補助金の交付額はその額を予定している。

補助対象事業となる工事内容については、外構として設置するブロックの嵩上げ、またフェンスの取付工事を実施するものである。

既存のブロックがある側面については、嵩上げを行い、またブロックが設置されていない箇所については新たにブロックを設置する。

さらに、裏口に門扉があるが、その門扉をブロックで封鎖するとともに、ブロックの上部には格子状のフェンスを取り付ける工事を予定している。

簡潔に申せば、より高い位置からの浸水に備えるとともに、浸水の侵入口を減らす工事である。

ここ数年、ゲリラ豪雨をはじめとする災害が甚大化している。そうした状況下において、当該補助制度は非常に意義が大きいものと市としても考えているため、来年度以降も積極的に事業所に対して当該補助制度の周知を図り、活用を促してまいりたいと考えている。

以上で、議題(4)その他についての説明を終わる。

【議長：古川委員長】

ただいまの事務局の説明に対し、御意見、御質問等あるか。

私から2点質問したい。1点目、当該補助金について、今回補助対象の事業所は地域密着型特別養護老人ホーム朝霞苑ということだが、これは補助制度を周知したことに対して、事業所が手を挙げてきたのか。それとも市から打診したのか。

【事務局：海老名主査】

市内の地域密着型サービス及び居宅介護支援事業所、いわゆる市が指定権限を有する事業所に対して補助制度の周知を図ったところ、朝霞苑から申し出があり、補助するに至ったものである。

【議長：古川委員長】

2点目として、当補助金の交付は既に決定しているため、今後に向けての質問として伺う。予算額が291万円とのことだが、複数の事業所から手が挙がった場合、この予算額から配分されるのか。それとも1事業所あたりでこの金額なのか教えていただきたい。

【事務局：海老名主査】

この度の予算額については補正予算で計上しているが、当該補助金の周知を図る際に、一定の申込期間を設けている。申込をする事業所は、市への申込書類提出の際に、工事等に要する必要額として工事業者から見積もりを徴取して、その見積書を市に提出する必要があるため、概ねの金額が申し出の段階で事前に把握することができる。

その額を踏まえて、市で補正予算を要求したり、時期によっては当初予算に要求したりすることとなるが、必要額を踏まえた上で予算要求しているため、資料に明記するような額が毎年度予算措置されているものではなく、事業所からの要望、申し出に応じた金額を都度予算要求しているものである。

【議長：古川委員長】

その回答で次の質問の回答になるかもしれないが、先程説明を聞いた際に、予算額291万円に対して、入札して落札された金額がほぼ予算額どおりに289万円とのもので、なぜこのようになるのか疑問だったが、事前に見積もりを徴取し、その額に対して予算を組むためにほぼ予算額どおりとなるという認識でよいのか。

【事務局：吉田係長】

そのとおり。先程担当からも説明させていただいたが、この補助金は国の交付金になるため、申し出があった事業所を市が取りまとめて国に申請し、その後、内示額として市に通知される。交付金は県を介して市に交付され、市から事業所に対し、市の補助金交付要綱に基づき交付するような流れとなる。

【議長：古川委員長】

他に御質問等あるか。

——意見なし——

【議長：古川委員長】

委員の皆様から何か報告等あるか。

【議長：古川委員長】

それでは以上をもって、すべての議題を終了したため、これにて議長の任を解かせていただく。
円滑な進行に御協力いただき、感謝申し上げます。

3 閉会

【司会：吉田係長】

議事進行に感謝申し上げます。

以上で本日の会議を終了する。本日は長時間にわたり御協議いただき、感謝申し上げます。